

特定非営利活動法人日本咀嚼学会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本咀嚼学会（英語名はJapanese Society for Mastication Science and Health Promotion）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都豊島区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、咀嚼システムと全身機能との関連を明らかにし、健康科学の発展を目指す国内外の関連機関と連繋しながら、学際的学術交流を深め、国民の保健、医療、福祉の向上に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療及び福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、本会の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 咀嚼に関する学術大会の開催
- (2) 学会機関誌及びその他の印刷物の発行
- (3) 市民を対象とした咀嚼と健康に関する講演会等の開催による社会教育活動
- (4) 国内外における関係諸団体との協力、連携
- (5) 咀嚼に関する指導者を養成するための研修会の開催
- (6) 健康咀嚼指導士を認定する事業
- (7) 表彰事業
- (8) その他、この法人の目的達成のために必要と認められる事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 名誉会員 この法人の発展に対し顕著に功労があった者で、理事会の議を経て理事長の承認を得た者
- (3) 賛助会員 この法人の目的達成のための事業に対し支援する団体又は個人
- (4) 学生会員 この法人の目的に賛同し入会した個人で各種学校・大学・大学院等に属する者

(入 会)

第7条 名誉会員以外の会員の入会については、特に条件を定めない。

2 この法人に入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書を添えて、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は第2項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 退会しようとする者は、その旨理事長に届け出て、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又この法人の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるべきではない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費、その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び評議員

(役員の定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 25名以上30名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とし、常任理事を若干名置くことができる。

(役員の選任等)

第14条 理事は、総会において選任する。

2 理事長並びに副理事長は、理事の互選とする。

3 常任理事は理事長が理事の中から指名し、理事会の議決を得るものとする。

4 監事は、総会において選任する。

5 役員のうちそれぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

7 監事は理事又は法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、予め指名した順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会の議決に基づき、この法人の運営に関する職務を分掌する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関する不正行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員の任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長の3選は、認めない。

3 役員の補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれ

を補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為のあったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるべきなければならない。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員の選任等)

第20条 この法人に、正会員の中から評議員をおくことができる。

- 2 評議員は、理事長の諮問に応じ、必要な事項について意見を述べることができる。
- 3 評議員の選任、任期、定数等の必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会、理事会、常任理事会、評議員会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、社員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び年会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ）、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から90日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した社員の互選で定める。

(総会の定足数)

第27条 総会は、社員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した社員の2分の1以上の同意があった場合は

この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 社員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 社員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、開会し議事を議決することはできない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事録は、次の事項を記載した議事録を議長が作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が編成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出ができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後3か月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければ

ならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、社員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散時の総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人にこの法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び職員若干名を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第10章 雜則

(細則)

第60条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この本法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成19年2月末日までとする。

4. この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成18年12月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(入会金) 正会員 1,000 円

　贊助会員 0 円

　学生会員 0 円

　名誉会員 0 円

(年会費) 正会員 8,000 円

　贊助会員 1 口 50,000 円 (1 口以上)

　学生会員 4,000 円

　名誉会員 0 円

7. この定款は、令和6年3月11日から施行する。

別 表

設立当初の役員

理事長	小林 義典
副理事長	鈴木 正成
同	野首 孝祠
理 事	赤坂 守人
	石川 烈
	小野 芳明
	河野 正司
	小林 喜平
	高西 淳夫
	田中丸治宣
	辻 啓介
	寺川 國秀
	中澤 文子
	中田 稔
	中村 丁次
	西成 勝好
	坂東 永一
	平井 敏博
	松久保 隆
	松井 省吾
	水口 俊介
	松崎 政三
	森田 育男
	森 友彦
	森本 俊文
	森戸 光彦
	山田 好秋
	平田 幸江
監 事	齋藤 滋
同	見明 清